

施策評価シート (平成23年度の振り返り、総括)

作成日 平成24年 07月 19日

施策 No.	16	施策名	子育て支援の充実
主管課名	児童家庭課	電話番号	0285-83-8034
関係課名	市民課、健康増進課、三つ子の魂育成推進室、学校教育課、生涯学習課		

施策の対象	・子育てをしている市内の世帯(妊婦時期からを含む) ・市内在住の乳幼児・児童生徒								
対象指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度見込
乳幼児・児童数(12歳以下)	人				10,600	10,493	10,419	10,233	9,880
生徒数(13歳 - 15歳)	人				2,473	2,492	2,457	2,465	2,450
子育て世帯数(12歳以下の子がいる世帯)	世帯				6,684	6,603	6,562	6,391	6,110

施策の意図	1) 児童の心身ともに健全な育成を図る。 2) 子育て世代に、子育てと仕事の両立を図ってもらう。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	・児童の心身ともに健全な育成を図るためには、家庭における適切な養育と、行政による子育て支援策の充実・強化を進め、その成果については、毎年実施する市民意向調査により、子育てに不安のある世帯の割合等により、相対的な効果を把握する。 ・仕事と子育ての両立についても、両立できているかどうかの市民の意識を市民意向調査で把握する。								
成果指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度基本計画目標値
仕事と子育てが両立できている子育て世帯の割合	%				60.8	55.3	57.6	55.3	85.0
子育てに不安がある世帯の割合	%				50.9	58.3	50.4	45.0	45.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、子育ての第一義的な義務と責任を負う。 ・市民は、お互い助け合って、地域ぐるみで児童を見守り育てていく機能を担う。 ・行政は、保護者や市民では対応できないケースについての支援や、保育所等の子育て支援環境を提供する役割を担う。 ・企業は、仕事と子育ての両立ができるような就労環境を整備する役割を担う。
-------------------------	---

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（1）施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

・市民意向調査結果で成果指標である、「仕事と子育てが両立できている子育て世帯の割合」は、21年度:55.3% 22年度:57.6% 23年度は55.3%と横ばい傾向であるが「子育てに不安がある世帯の割合」は、21年度:58.3% 22年度:50.4% 23年度は45.0%であり、年々成果が向上している結果が得られた。

（2）近隣他市との比較

・施策の成果水準を近隣他市との比較にあたり、特定の事業実績・施設整備率を成果指標する等、本市と比較困難な5市を除き、満足度調査を実施している市と比較した。・近隣他市の満足度調査結果は、「満足している」「やや満足している」の平均は43.7%であった。・本市の「仕事と子育てが両立していると感じますか」の問に対する「とても感じる」「どちらかと言えば感じる」の計:55.3%と「子育てに不安があると感じていますか」の問に対する「どちらかと言えば感じていない」「全く感じていない」の計:38.0を平均すれば46.7%であり、他市の満足度43.7%比較すると弱冠高い水準結果であった。

（3）住民期待水準との比較

・市民意向調査で、「どのようなまち」になったら良いと思いますかの問いに対し、「子育てにやさしいまち」が21年度:21%(5位) 22年度:18%(5位) 23年度:19.9%(5位)であり、まちづくりに力を入れてほしい施策として「子育て支援の推進」が21年度:22.6%(6位) 22年度:20.2%(6位) 23年度:23.8%(4位)の調査結果であった。
・子育て支援の充実に関連する項目・施策が毎年上位であり、住民期待水準は高い傾向である。

23年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

- ・総合福祉保健センター、子育て支援センター、子育てサロン(会場:公民館分館)、児童家庭課、保育所(園)、児童館等において保健師、助産師、栄養士、保育士、家庭相談員等による育児相談を実施した。
- ・家庭相談事業では、子育て相談のほかに児童虐待等の通報・相談も受け付け、児童相談所、警察その他の関係機関と連携しながら迅速に対応した。
- ・母子保健事業として、すこやか赤ちゃん教室、両親学級等を開催した。
- ・親子ふれあい事業で、コアラちゃんクラブ(就学前親子子育て学級)を開設し、親子の体操や野外活動を実施。
- ・家庭教育強化のため家庭教育学級を幼稚園、保育所(園)、小学校単位で開催し、自主活動を行ったり家庭教育通信を配布。
- ・放課後児童健全育成対策として、放課後に家庭で保育できない小学生の健全育成の場である学童保育を、17箇所を実施。
- ・幼児教育に係る幼稚園、保育所(園)と小学校が相互理解と協力の下、児童が就学に際し、小学校の学校生活に円滑に適応できるよう、相互の授業参観や情報交換などの連携事業を実施した。
- ・保護者の子育てと就労の支援をするため、病気の回復期にある就学前の児童で、保護者が勤務の都合などで家庭で保育ができない場合に、当該児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施した。
- ・市民誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の整備と、少子化対策・子育て支援策の一端を担うことを目的として、胎児1人当たり30,000 円の出産準備手当(マタニティ手当)を支給し、出産までにかかる経済的負担の軽減を図った。
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減策として、0歳から中学校3年生までを対象とした子ども医療費助成を行い、3歳未満児までは現物給付、3歳から中学校3年生までは償還払いによって、医療費自己負担分の助成を実施した。
- ・保育所(園)では、2人以上入園している場合等の2人目以降の保育料減免制度、幼稚園では、私立幼稚園就園奨励費補助金等による保育料・入園料の減免事業により、それぞれ保護者の負担軽減を図った。
- ・企業も、次世代育成支援対策推進法に基づき、育児休業や休暇、就労時間の変更などで子育てを支援する行動計画を策定し、計画の公表と従業員への周知が義務付けられているので、企業との連携を図るため、市内立地企業の加入する事業者団体に対して、本市の行動計画である三つ子の魂育成プラン等の周知を行った。

23年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・ 市民意向調査や子育て相談等で明らかになった、子育て世代が抱えている子どもの発育状態や育児、教育方法やしつけ方、また子どもの将来に対する不安や悩みなどの解消を図るため、引き続き身近な子育て相談・支援体制の充実に取り組むことや、社会や経済状況に対する不安の軽減を図るため、各種手当や助成金、保育事業の充実などによる子育て支援に関する取り組みを、平成22年3月に策定した「三つ子の魂子育てプラン(真岡市次世代育成支援対策行動計画)」の平成22年度から平成26年度までを期間とする後期計画に基づき、着実に実施していくこととする。
- ・ 基本計画の指標となっている、ファミリー・サポート・センター事業についても24年7月を目途にサービスの提供を開始し、更なる子育て支援の充実を図ることとする。

23年度の
評価結果

補足事項